# 機械工事完成図書作成要領（案）

平成19年10月1日以降適用

青森県　県土整備部

# 機械工事完成図書作成要領（案）

## 第１条　適　用

１．この要領は、青森県県土整備部が発注する水門設備、ゴム引布製起伏堰設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、機械式駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備等の機械工事　の完成図書および施工図（以下「完成図書等」という。）について規定する。

２．設備の種類、規格等により、この要領によりがたい場合は、監督職員との協議によるものとする。

## 第２条　完成図書および施工図編集方法

１．図書（図面含む）は、全頁に通し番号を付すものとする。

２．図書（図面含む）は、主要項目の目次をつけ通し番号と整合させるものとする。

３．図書（図面含む）は、主要項目ごと（例、「開閉装置計算書」等）に色分けの中表紙をつけ、見出（インデックス）表示するものとする。

４．分冊となる場合は、全図面に分冊番号を付するものとする。

５．完成図書と施工図は分冊とする。

## 第３条　完成図書および施工図製本方法

１．完成図書および施工図の製本方法は設計図書に明示した場合を除き次のとおりとする。

（1）製本サイズ　　Ａ４版

（2）表　　紙　　厚表紙（黒）

（3）記 入 文 字

①完成図書記入例

②施工図記入例

③表紙の記入文字の書体は、「明朝体」または「ゴシック体」の金文字とする。

④年・月は工事が完成した年月を記入するするものとする。

⑤会社名は、事務所名より１まわり小さい文字とする。

⑥表紙と収納箱の記入寸法は同じものとする。

（４）製本

①図書は、15cm以下の厚さにし、これ以上は原則として分冊とする。

②製本は、4ヵ所のネジ止めとする。ただし、ネジは表に出さないようにする。

③図面等の製本には、厚紙等を利用し中ぶくれにならないようにする。

## 第４条　完成図書等の内容

１．完成図書

完成図書とは、工事完成時に提出する実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録書、数量表、購入品等機器一覧表、取扱説明書、完成写真等をいう。

なお、請負者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て内容を追加もしくは省略することができる。

（１）実施仕様書

実施仕様書とは、設計図書に基づき、請負者が仕様を明確にするために作成する書面をいう。

（２）計算書

計算書とは、設計図書および実施仕様書に基づき、請負者が作成する詳細図にかかわる、強度、機能、数量（必要時）の計算書をいう。

（３）詳細図

詳細図とは、設計図書および実施仕様書に基づき、請負者が作成する製作および据付上必要となる図面をいう。

（４）施工管理記録書

施工管理記録書とは、機械工事施工管理基準等に基づき、請負者が作成する施工管理の記

録書をいう。

（5）数量表

数量表とは、設計図書および実施仕様書に基づき、請負者が製作および据付に必要となる数量をまとめたものをいう。

（6）購入品等機器一覧表

購入品等機器一覧表とは、設計図書および実施仕様書に基づき、請負者が製作および据付に必要となった購入機器をまとめたものをいう。

（7）取扱説明書

取扱説明書とは、設備全体および機器単体の取扱説明書ならびにサービス体制表等をいう。

（8）完成写真

完成写真とは、工事写真のうち、設備の全景または代表部分を工事完成（施工完了）後に撮影した写真をいう。

（9）その他

設計図書に明示したもの。（関係省庁等届出書、契約書写し等）

２．施工図

施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、請負者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細および電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたものをいう。

なお、請負者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。

（1）機器製作図

（2）制御システム図

（3）試験成績表

（4）機器・配管固定の施工図

## 第５条　完成図書等の作成

１．完成図書

（1）実施仕様書は、承諾を受けたものをすべて含めるものとする。

（2）計算書は、承諾を受けたものをすべて含めるものとする。

（3）詳細図は、承諾を受けたものをすべて含めるものとする。

（4）施工管理記録書は、工程管理、出来形管理・品質管理（試験成績書含む）に関したものとする。

（5）数量表は、材料・部品・機器の規格、数量、質量、塗装系、塗装面積等を整理するものとする。

（6）購入品等機器一覧表は、機器名称、仕様、カタログ、製作会社名、住所、電話番号等を整理するものとする。

（7）取扱説明書には、次の内容を記入するものとする。

①　設備概要

1）設備概要

概要図、一般図等を含めて設備概要を分かりやすく整理するものとする。

2）設備諸元

設備の設計条件、主要仕様等を整理するものとする。

② 操作方法

1）操作手順書

運転準備方法、運転操作方法、運転終了方法、注意事項等について、写真もしくは挿し絵等を適正に用い、操作形態毎（機側、中央、遠方）に順序どおりに整理するものとする。

2）故障対応手順書

設備故障時における故障対応方法（原因絞り込みおよび復旧方法等）、故障未復旧時における緊急操作方法を写真もしくは挿し絵等を適正に用い整理するものとする。

③ 制御方法

1）フローチャート（動作系統図）

設備全体を分かりやすく整理するものとする。

2）小配管系統図

設備全体を分かりやすく整理するものとする。

3）電源系統図

設備全体を分かりやすく整理するものとする。

4）油圧系統図

設備全体を分かりやすく整理するものとする。

④ 主要機器および主要装置の取扱説明書

主要機器および主要装置については、メーカー発行の取扱説明書を添付するものとする。

また、機器類、部品および油脂類の名称、規格、数量、交換時期、交換方法、設定値ならびに規格値等を一覧表に整理するものとする。

⑤ 点検・整備方法

日常および定期的な点検・整備箇所、時期（周期）ならびに方法を、項目、規格値と共に一覧表にしたチェックシートを作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、点検整備に関する技術基準が別に定められている場合は、これら技術基準によるものとする。

⑥ サービス体制および連絡系統メーカーのサービス体制および連絡先を一覧表に整理するものとする。

## 第6条　完成図書等の提出

完成図書等の提出部数は、設計図書による。